

◆平成27年度の固定資産税の震災減免対象区域

地区	住所地番内の全部または一部区域が減免
境田町	1番～21番、23番、24番
川向町	1番～21番
中央町	1番～16番
八幡町	1番、2番、4番～12番
後楽町	1番、2番、4番、7番
北浜町	1番～14番
飯岡	第1地割、第2地割
長崎	一丁目～四丁目
山田	第1地割～第5地割、第9地割～第14地割
船越	第3地割～第16地割、第18地割～第23地割
織笠	第1地割～第3地割、第6～第9地割、第11地割～第14地割
大沢	第1地割～第3地割、第5地割～第13地割

# 固定資産税の震災特例措置 課税免除から減免へ移行

津波浸水区域における固定資産税の地方税法による課税免除の特例措置が平成26年度で廃止されます。平成27年度から29年度までは、26年度まで特例措置により課税免除となっていた土地および家屋について、同じ割合で職

権による減免を実施します。なお、課税となる資産を所有する方には納税通知書を5月中旬に送付しますので、期限までの納付をお願いします。また、所有する資産がすべて震災減免となった方には、納税通知書は送付しませんので、ご了承ください。

▼第2期：7月31日▼第3期：11月30日▼第4期：来年2月1日

■固定資産の評価替え  
固定資産の価格（評価額）は、3年ごとに見直す制度がとられています。平成27年度がその評価替えの年となることから、土地と家屋の固定資産税額が、前年度と比べて変わっている場合がありますのでご注意ください。

■固定資産税の縦覧  
平成27年度の「土地・家屋等縦覧帳簿」の縦覧を行います。この縦覧制度は、納税者が所有する固定資産（土地・家屋）の価格が適正かどうかを判断するために、縦覧帳簿によりほかの固定資産の価格や面積などをご覧いただける制度です。ただし、所有者や課税内容は非公開です。

▽縦覧期間 4月20日～6月1日（土・日曜日、祝日は除く）  
▽縦覧時間 午前8時半～午後5時15分  
▽縦覧場所 町税務課  
▽縦覧できる人 納税義務者、納税管理人、代理人など  
※運転免許証や保険証など、本人の確認ができるものをお持ちください。代理人の場合は、委任状も必要です。

◆問い合わせ 町税務課資産税係（☎82-3111内線113、114、118）へ。

## まちづくり委員を募集 あなたの意見反映しませんか



町では、平成27年度に予定している山田町総合計画の策定にあたり、山田町まちづくり委員会の委員の一部を募集します。

これは、まちづくりの将来ビジョンとなる基本構想、基本計画などの総合計画に女性、若者などいろいろな視点からの意見を広く取り入れるために募集するものです。

町民の皆さまとより良いまちづくりを進めていくため、ご応募お待ちしております。

- ▷募集人数 5人以内
- ▷応募要件 次の要件をすべて満たしている人
  - ・町内に住所があり、まちづくりへの関心が高い人
  - ・平成27年4月1日現在において、満20歳以上の人
 ※公務員や議会議員は応募できません。
- ▷委員の仕事 町が開催する委員会（平成27年5月から平成28年3月までに3回開催予定）に出席し、まちづくりに関する意見を述べ、総合発展計画の原案を作成
- ▷任期 委嘱の日から平成28年3月31日まで
- ▷報酬など 委員会に出席した場合は、町の規定により報酬と旅費を支給
- ▷応募方法 応募用紙に必要事項を記入し提出
  - ※応募用紙は、町企画財政課と役場各支所に備え付けてあるほか、町のホームページからもダウンロードできます。
- ▷選考方法 応募内容について審査し、選考
  - ※選考結果は応募者全員に連絡します。
- ▷応募期限 4月28日（郵送の場合は必着のこと）
- ◆応募先・問い合わせ 町企画財政課政策推進係（☎82-3111内線425/ファクス82-4989/Eメールkizai@town.yamada.iwate.jp）へどうぞ。